

ジッドの『ポワチエ不法監禁事件』：現実探求の中での位置

吉井, 亮雄
京都大学文学研究科博士後期課程

<https://hdl.handle.net/2324/19389>

出版情報：1982-09-30. 青山社
バージョン：
権利関係：

ジツドの『ポワチエ不法監禁事件』⁽¹⁾

—— 現実探求の中での位置 ——

吉井亮雄

1

一九〇一年五月、ポワチエの検事総長のもとに一通の匿名投書が届く。

貴殿に謹んで、極めて重大なる事実を告発申し上げます。と申しますのは、ある令嬢のことでありまして、彼女はこの二十五年間、バスチアン夫人宅で幽閉され、十分な食糧を与えられず、臭い粗末な寝床で、一言で言うならば、腐りかかって生きているという次第です。⁽²⁾

検事総長の命を受けて早速同夫人宅へ赴いたポワチエ警察署長は、面会を拒絶する夫人に代わって応対に出た息子ピエールに、不法に監禁されている疑いのある夫人の娘メラニーの部屋の調査を申し入れるが、彼は、妹は病気であるからと言を左右に託して求めに応じない。そのため、同日、今度は予審判事が同様の手続きを踏んだ上で、命令によってメラニーの部屋の固く閉ざされた錠戸を明けさせる。

部屋に陽が射し込むや、我々の目に入るのは、部屋の奥でベッドに横たわり、胸のむかつかくほど汚れた掛布に体も頭もすっぱりとくるまった一人の女、ピエール・バスチアン語るところの彼の妹メラニー・バスチアンである……その女は哀れにも腐った葉溜



団の上に素裸で寝ている。その周りにはぐりと、大便と、肉、野菜、魚、パンの腐敗した残飯からなるかさぶた状のものが出来ている。また

牡蠣殻や、メラニー嬢のベッドの上を駆け回る小動物も見える。

彼女の体には虫がうようよたかっている。彼女に話しかける、すると彼女は、身を覆い隠そうとしながらも、叫び声を上げ、ベッドにしがみつく。メラニー嬢の瘦身はぞっとするほどである。髪は編下にされてはいるが、ぼうぼうで、長い間櫛を入れられていない。

空気は吸い込むことも出来ず、部屋から立ち上る悪臭は鼻をつき、これ以上その場にとどまって他の検証にとりかかることが出来ないほどである。⁽³⁾

五十二歳になるこの老嬢は早速病院に送られる。しかし、半ば狂気に侵された「囚われの女」は、「この大好きな小さな洞穴から私

を出さないで下さい」と哀願するのである。

メラニーの奇妙な願望が暗示している様に、検証、予審と行なわれるにつれて、当初両被告の有罪は明白と思われたこの事件には、釈然としない点が多くなる。ポワチエ大学で文学部長までつとめた夫の死後、厳格で時として横暴な家長の座を占めては来たが、必ずしも娘を虐待し続けたとは言い切れない母親は、判決を待たずに他界する。また、かつてその地方の郡長であった兄は、軽罪裁判所では有罪となったものの、妹への気遣いを見せた書簡の存在、その非干渉主義と悪臭に対する異常な嗜好などを考慮されて、控訴審では無罪となるのである。

2

自己の厳格なモラルと文学観に合致した象徴主義の刻印を後々まで長くとどめながら、次第に、現実を偶然事として軽視するその傾向に鋭い批判を浴びせ、現実への接近を企てたジッドが、作品の中にその都度反映させて行ったものとして特に指摘を要するのは、旅行の体験、とりわけ数度に及ぶ北アフリカへの旅行のそれの他に、裁判及び新聞記事の伝える市井の事件に対して彼が示し続けた強い関心ではないかと思われる。

六年間の待機の後、一九一二年にルーアンの重罪裁判所で味わった陪審員としての体験を綴った『重罪裁判所の思い出』（一九二四年）の冒頭で、ジッドは公正な裁判の追求とそれに伴わざるを得ない困難について述べている。

これまでいつも、裁判所は抗し難い力で私を魅惑した。「……」しかし、いま私は、裁判を傍聴することと、自ら一員に加わって裁判をすることは、全く別個の事柄であることを、経験によって知っている。聴衆の中にある時は、まだしも裁判を信ずることが出来る。陪審員の座に坐ると「裁くなかれ」というキリストの言葉が繰り返し頭に浮かんで来る。⁽⁴⁾

ここで引き出される教訓「裁くなかれ」が後に、本稿の対象作『ポワチエ不法監禁事件』（一九〇三年）をその第二巻として収める叢書のタイトルとなるものであること、同叢書の第一巻『ルデュロー事件』⁽⁵⁾（同年）が取り扱う少年の複数殺人の発生がこの時期（一九一三年）であること、ジッドが後にも度々裁判を傍聴していることなどを考え合わせると、裁判とそこで審理される事件に対して抱いた彼の関心がかかなり早期からのものであり、かつ永続的なものであることが容易に推察されよう。

一方、陪審員としての指名を待つ間、この種の事件やその裁判経過を間接的に伝えるものとして、ジッドは、組織的には言えないが新聞の雑報の収集を心懸け始めており、これは実際の裁判体験と並行して長く続く。一九〇六年九月の貨幣贋造事件と一九〇九年六月のクレルモン＝フェランにおける中学生自殺事件を報じた二つの新聞の切り抜きが、後の「唯一のロマン」となる『贗金つかい』（一九二三年）の発想を彼に与えたことは周知であるし、⁽⁶⁾また、それまで自分で集めていた記事に加えて読者に提供を促して得たそれを、ロマン完成の翌年暮から先の叢書刊行の前々年の一九二八年にかけて、『雑報』と題してN・R・F誌に連載している。

いずれにしても以上の様に、ジッドが社会の現実に触れるための試行を続けたのは明瞭であるが、ジッドを魅惑するものが多くの場合、市井の事件であることから窺われる様に、三十年代の政治への急速な傾斜（コミュニスムへの転向、続くそれへの批判）に比する時、その先駆としてある一対の旅行記『コンゴ紀行』（一九二七年）『チャド湖より帰る』（一九二八年）を別とすれば、ドストエフスキーの強い影響の下にあるこの時期の彼の主要な関心は、社会全体の矛盾の考察と言うよりはむしろ、社会の小さな断面の中の個人の捉え難い内面の探求という色彩が濃いということと同時に指摘しておかなければならない。

「大犯罪」が我々の関心をひくものではない。我々の関心をひくのはまさに「事件」なのであって、犯罪的であるとは限らぬが、その動機が謎に包まれたままで、従来の心理学の諸規則にはあてはまらず、人の裁きというものを覆してしまうものなのである。⁽⁷⁾

この証言からも明らかな様に、「事件」はジッドに無意識の領域の存在を教える。「重罪裁判所の思い出」の中である放火犯を例にとり、性的衝動が潜在意識として彼を火つけに走らせたのではないかとジッドは考えるが、後にも次の様に回想している。

私に言わせると、全然動機のない行為「無償の行為」というものはないのだ。「重罪裁判所の思い出」の中で放火犯の例をあげておいたことを思い出す。裁判長が如何ほど訊問してみても、犯人は何故自分が火をつけたのかを説明することが出来なかった。実は、動機は陪審員たちの管轄外の領域に潜んでいたのだ。⁽⁸⁾

そして無意識の領域と深く結びついたこの「無償の行為」は、一種の文学的実験として『鎖を離れたプロメテ』（一八九九年）に登場し、現実の犯罪との接触を契機に『法王庁の抜け穴』（一九一四年）の中で、

同様に戯画的に、しかし一層具体的に展開される。⁽⁹⁾一九二二年の『日記』で、「フロイト。フロイディスム……十年前、いや十五年前から、私はそれと知らずして、それを実行して来た」と語る様に、この時にはジッドはまだフロイトの理論を実際に学んではないわけだが、その後、フロイト理論の一般への浸透の時期に相応する『贖金つかい』の執筆時期に、フロイトの著作を通じたその弟子であったチエコスロバキア人のソコロニカ夫人を通じて、精神分析理論に親しむ⁽¹⁰⁾。そして、先述の「中学生自殺事件」に閉塞的狀況におかれたかつての自我を認めていた彼は、雑報の忠実な再現に創作を加えて、ポリス少年の中に自己の幼年期の精神分析的肖像を創り上げる。また、この少年の自殺事件と一つの筋の中に溶け合いつつ、社会的な広がり（あるいはむしろ、複数の個の存在）の素材を提供するもう一つの雑報「貨幣贗造事件」を中軸に、「誠実」の問題が『贖金つかい』の主題として登場人物の全てを巻き込むかつてない広い展開の中で取り扱われることになるのも、「本能的な行動の探求が明らかに誠実というものの性質をさらに考えさせる」ことにならからである。⁽¹²⁾

創作、ドキュメントという二つの大きな流れのいずれにも、裁判体験、雑報収集は現実の把握と内面の探求のための重要な契機を与え続けたことが、以上の簡略な俯瞰によっても充分に理解されよう。

3

さて、それに割り当てられるべき範疇と、それに先行するクロノロジーに関する以上の前提的瞭解の下に、まずは叢書「裁くなかれ」自体の位置づけをはかるう。

『ルデュロー事件』について何も伝えるところがない『日記』は、『ポワチエ不法監禁事件』については若干ながら記述を残している。最初の記述は一九二六年八月で、これは事件の内容のみを伝えるメモに過ぎないが、少なくともこの時期には作品の構想が始まっていたと思われる。また、扱われている事件が二十数年も前のことであることや雑報収集の習慣を考慮すれば、「恐らく、それまでに既に、この題材についてノートを取り、それを報じた一九〇一年の新聞の切り抜きを書類の中に保存していたのであろう。」⁽¹³⁾そして、実際の制作開始は一九二九年十月からであり、夥しい雑事に「思考をかき乱され」ながら、短期間のうちに秘書に口述筆記させたことを『日記』は伝えている。⁽¹⁵⁾しかし執筆の経緯などについて、幾つかの大まかな事実を除けば実証的裏付けを多くは期待出来ないこの二作へのアプローチは、勢い作品自体を対象とする議論に傾かざるを得ないが、まず形式上の特色を指摘した上で、周辺の情報を考慮し

ながら、その形式を選択させたであろう作家の側からの要請の若干について推察する。

この二作に共通して認められる形式のレベルでの際立った特色は、作者のコメントの極端な制限、作者の徹底した不介入であると思われる。『重罪裁判所の思い出』では、証言が食い違い混乱していると判断されると、作者は幾度となく介入し、意見を述べ、解説を加え、矛盾を解消しようと努めたのに対し、ここでは雑報・裁判記録・関連報告書の各断片をつなぐ簡潔な記述はあるものの、作者の意見がはさま込まれることは殆んどない。また『ルデュロー事件』の様に医学的報告書からの引用が結論部に据えられることはあっても、それは両義的な結論であり、判断は読者に委ねられているのである。

ところでジッドは、叢書で採用される方法については、その序文⁽¹⁶⁾の中で次の様に説明している。

これから述べる幾つかの事件に関して、我々は、読者を退屈させることを恐れず、出来るだけ多くの情報を提出しよう。我々の願いは読者を楽しませることではなく、読者に情報を与えることである。我々は画家や小説家としてではなく、現象の忠実な記述者として事実の前に立とう。物語^{レツ}というものはしばしば簡潔であ

ればあるほど感動的であるものだが、我々はそういった効果を狙わない。我々は及ぶ限り姿を消して、出来るだけ真正な、つまり解釈を加えられておらず、直接の証言によるという意味だが、出来るだけ真正な考証を提出しよう。⁽¹⁷⁾

実際、ここで企てられている事実の尊重、事実を歪曲するものとしてとらえられた物語の拒否を保証するために、ジッドは収集し漏らしていた資料の探索を自ら行なわなければならなかった。

『ポワチエ不法監禁事件』の口述筆記は、マルタンシヨフィエが準備的な仕事はやってくれたが(結局、これはなくてもすんだのだ、実に辛い。なぜならば、念には念を入れるといういつもの癖で、テキストそのものを探して見ずには居られなくなり、すると彼が作った写しの中に僅かながらも省略のあるのが見つかるからである。勿論これは、彼が考えるところがあつて殊更に省略したものであるが、私にはやはり承知出来なかつたのだ。⁽¹⁹⁾

ジッドの以上の証言と、特に先に引用したそれをとらえて、二作におけるコメントの抑制を説明しようとする研究者は少なくない。

例えばペインターは「恐らく、彼には、この様な異常事の隠された

原因は、フロイトの心理学の中にしか見出されないことが分かつていた⁽²⁰⁾ことに、またアルシャンボーは、加えて「ある場合には、人間を裁くことだけでなく事実の評価を下すことも放棄しなければならぬ⁽²¹⁾」ことに、その理由を見ようとする。これらの意見はいずれも人間の奥深い内面へのジッドの考察を意識したもののだが、しかし例えば、『重罪裁判所の思い出』の放火犯の行動に彼が加えた無意識の領域に関するコメントの存在までをカバーするものであるとは必ずしも言い難い。むしろジッドの考察の深まりを考慮すべきであつて、そのためにはドキュメントの構成にあたって使用された表現手段の変遷を同時に射程に入れるべきではないか。前章で述べた様に、「事件」へのアプローチに際してジッドが採つたものとして、実際の裁判体験と主として雑報による資料収集という、同根でありながらも二つの手段が存在することを思い出し、そのクロノロジーの中で叢書におけるコメントの不在の意味を問う方が的を得ているのではないだろうか。つまり、数多い事件の概要を次々と述べながら自らの意見を繰り広げて見せる場であり、体験の熱を宿している『重罪裁判所の思い出』に始まり、恐らくはその情報量の貧しさ故にやがて「放棄」⁽²²⁾される新聞記事の切り抜きに過ぎない『雑報』を通過したジッドは、実際に裁判体験をしていない事件に対しては情報量の豊かさを優先させると同時に、雑報と裁判記録(加えて関

連報告書)を同時採用し、それらのいわばモニタージユによる、解釈をまじえない「犯罪学に対する一層科学的な態度」⁽²³⁾に導かれて行ったのではないかと思われる。

しかし、同時に看過出来ないと思われるのは、自らはモニタージユの制作者・断片の配列者に徹しようとするこの様な科学主義的方針の裏に隠された、その限界自体を逆手に利用しようとするジツド特有のイロニクな要素の存在であろう。これに関しては、ドキュメントの采譜の傍に現実にて題材を得た創作のそれが並行していること、とりわけ『贖金つかい』の執筆期間が叢書に先行していることが再び喚起されなければならない。伝統的な作者の語りの拒否とそれに代わる複数の登場人物の語りの展開により得られる「視点の多様性」という、自己の總体的描出を意図された『贖金つかい』⁽²⁴⁾によって初めて完全な実践を見たテクニクに内在する皮肉と、個別には事実と等価なものとして丁寧な認知を受けながら、しかし、微妙なずれを見せる断片的情報のモニタージユがひきおこさざるを得ない事実の相対化、そこから浮き彫りにされる二つの事件の意図された本質的曖昧さとの間に、創作とドキュメントというジャンルの相違を越えて、自ら語らずして語る、しかも皮肉に語る作者という符合を見ることが可能となる。このことは、例えば、小説の全ゆる要素がやがてポリスの自殺へ収斂して行くことを意識して語られた

「一つ一つ切り離して考えられれば極めて当り前な小さな事実も、これを幾つか加えただけで言語道断な総計が出るということはよくあることである」⁽²⁵⁾という『贖金つかい』から引用された一節が『ポワチエ不法監禁事件』のイロニクな銘句となっていることや、結論の不在、つまり読者への判断の委任という姿勢の共通⁽²⁶⁾からも窺われることである。

象徴主義の消し難い刻印をここにも見てとるべきか否かは別としても、物語の拒否を伴う事実の尊重は、同時にそれ自体への揶揄という逆説を孕んでいるのである。

4

続いて『ポワチエ不法監禁事件』に議論を限定すると、この作品には、前章で提出した叢書の位置づけだけではとらえ切れないものがあるのではないかと思われる。ここで問題となるのは、事物の詳細に対する過度の欲求である。例えば、予審判事及び警察の調書を援用して、メラニーの部屋の形状、そこに置かれていた事物について二ページ以上の事細かな列挙を行ない、ベッドに巣食っていた虫の種類について註までつけて見せた作者は、なおも次の様に記述する。

この列举がどれほど長々としたものであろうとも、我々はそれを全て報告することを恐れない。むしろ、それがもっと欠けるところのないものでなかったことを残念に思うほどである。例えば、押収された三十七巻の書名や、この報告書に記載されている「鉛筆書きのノート」のありのままを知りたかつたものだ。⁽²⁷⁾

そして、「これらの物件は全て証人であり、その証言は「……」生きた証人と同量の情報を、しかも一層率直な形で与えてくれる」と続ける作者が、やはりここでも、自ら課した科学主義というノルマの中に身を据えていることは疑いの余地ないところであるが、「ルデュロー事件」において事物が描かれる詳細の度合と比べる時、このマニアックとも言える事物の細部に対する追求に彼を駆り立てるものは、もっと根深いところに、つまり、事件の内容を構成する諸テーマの特異性、と言ふよりは、それらと彼の自伝的要素との奇妙な相同にあると言えるのではあるまいか。

先天的な、主として性的な原因に由来するそれに加えて、幼年期の、厳格な母から課せられたモラルに対して抱かされた圧迫感、ジッドの多くの作品の中で、登場人物にしばしば付与される閉所恐怖症の形となって現われる。この閉所恐怖症が、それに内在する

「閉塞」とその対蹠である「解放」の両者の弁証法的対立を未解決のまま残しながら、彼自身の他の様々な強迫観念の反映との絡み合いのいわば核となって現われ、特有の主題論的な空間を形成するとは、しばしば指摘されることである。鑑戸に閉ざされた部屋に監禁されながら、自らもそれを望んでいるメラニーに、この両義的な閉所恐怖症を透かし見ることは容易である。また、「閉塞」のテーマとしばしば連繫する「盲目」「洞穴」「窒息」「円形」などのテーマの幾つかを、この作品の中に見出すことも可能である。例えば、『田園交響楽』（一九一九年）の不潔な状態で発見される盲目の少女ジュルトリュードや、『パリュード』（一九五五年）の窒息感に喘ぐ主人公、洞穴に棲息する視力を失った動物などと、腐った空気の中で明りを掛布でさえぎり、「この大好きな小さな洞穴から私を出さないで下さい」と叫ぶメラニーとの類縁は簡単に思いつかれよう。

諸テーマのこの見事な相同を無意味と呼ぶことは許されまい。つまりジッドは、この事件の中には単に社会の中の個を見ただけではなく、かつての閉ざされた自我の極めて形象化された姿を見ていたのではないかという推測が可能となる。⁽³¹⁾そしてジッドが、同様にかつての自我を認めていたボリスの自殺を描くに際しては、雑報には存在しない「円形」のテーマを初めとする諸テーマを具現する事物（特に建築物に関するそれ）を加えることで、少年の閉塞的状況を

強調したという事実を確認し、さらに、「ジツドの言^{ディクテール}述^ルにおいて
は語られねばならぬもの、あるいは自ら語らねばならぬもの、それ
は正に禁じられたものなのである。しかし、ジツドの『書き手とし
ての自我』によって採用されたことは、これを許容しない。従っ
て、名付け得ぬタブーの回りに築かれるこの言述に終りはない。あ
るのは真の（≡主体）の掩蔽である⁽³³⁾』という、ブレが提出
した極めてフーコー的な命題を思い出す時、自らの消失を標榜しな
がら現実の中に自身のかつてのタブーを見てしまったジツドには、
語ることの出来ない曖昧さの回りに群がる現実の細部（とりわけそ
の最も具体的なものとしての事物の細部）を可能な限り集積するこ
としか残されていないことの原因が了解されよう。

以上の様に、現実の持つ否定し難い粗暴さに魅せられながら、し
かしその中に個人の内面を見続けた上に、かつての自我を皮肉を込
めて反芻するためにミクロへと突き進んだ彼は、逆説的ではある
が、やがてマルクス主義への共感の下に社会全体というマクロな存
在へと、その関心のベクトルを切り換えて行くことになるだろう。

5

最後に『ポワチエ不法監禁事件』の文学史的影響について極く簡

単にふれておく。その影響は大きいものであったとは決して言えま
い。しかしジツドの作品の刊行以前に、物語の中にその全体を映し
出す働きを持った部分を嵌め込む、「中心紋」というジツドが愛用
した技法を思わせるやり方で、この事件を『テレーズ・デスケール
ー』（一九五一年）に挿入したモーリヤックは別としても、⁽³⁴⁾『阿片』（一九
三〇年）の巻頭に「公私の大事な素敵な、大きく深いマランピアへ、ポ
ワチエの囚われの女（アンドレ・ジツドの研究による）」と書き付
けたコクトー、⁽³⁵⁾結果的には映像へ結実させることはなかったもの
の、ジツドの作品を参考にしながら、「囚われの女」を生んだのは
社会であり政治であるという、現代的な、あるいは党派的な解釈を
加えようとしたルノワール⁽³⁶⁾などに、その性質はさておき、疑うこと
の出来ない影響を及ぼしている。

註

- (1) この作品 *La Séquestrée de Poitiers* の他に、各々独立して
出版された『重罪裁判所の思ひ出』 *Souvenirs de la Cours
d'assises* 『ルテノー事件』 *L'Affaire Redureau* (『権威』
Faits divers を含む) を『裁くなかわ』 *Ne jugez pas* の総題の
もとに合本としてまとめた、現在流布している版 (Callinard,
1969) を使用テキストとする。以下、上記各作品からの引用に

それぞれ、作品名の後にこの合本のページ数を示す。

- (2) *La Séquestre de Poitiers*, p. 205.
- (3) *Ibid.*, pp. 208-209
- (4) *Souvenirs de la Cours d'assises*, p. 9.
- (5) ただし「*Ne jugez point*」の「... *pas*」の相違がある。
- (6) *Journal des Faux-Monnayeurs*, Gallimard, éd. 1975, pp. 18-19 や参照。
- (7) *L'Affaire Redureau*, p. 97.
- (8) シミズ『自作を語る』、片岡美智訳編、目黒書店、一九五〇年、一一一ページ（1冊雑誌収録）。
- (9) 「無償の行状」は、しかししながら、単なるモチーフではなく、「ソチ」というシミズ特有のジャンルに共通するエクシリチュールと切り離せなからぬものであり、テクストの全ゆる要素の潜在的な柱石者である。近年の解釈や手摺をよむべきものとして、Alain Goulet, «L'écriture de l'acte gratuit», in *André Gide*, Minard, 1979, pp. 177-201 や参照。
- (10) *Gide, Journal 1889-1939*, collection «Pléiade», Gallimard, 1948, p. 729.
- (11) Jean Delay, *La Jeunesse d'André Gide*, Gallimard, 1956, tome I, pp. 217-218 や参照。
- (12) Justin O'Brien, *Portrait of André Gide*, Alfred A. Knopf, 1953, p. 192.
- (13) *Journal 1889-1939*, p. 882.
- (14) George D. Painter, *André Gide*, traduit de l'anglais par

Jean René Major, Mercure de France, 1968, pp. 173-174.

- (15) *Journal 1889-1939*, p. 945.
- (16) この序文は、使用テクスト（合本）では「ルネロー事件」のタイトルの後に置かれているが、一九三〇年版の同作ではその前に位置し、叢書全体の序文としての性格が一層強く打ち出されている。
- (17) *L'Affaire Redureau*, p. 98.
- (18) それは、例えば『ボワチエ不法監禁事件』にしろこの「これは文学ではありませぬ、これは人生なので」と「*Correspondance André Gide - Arnold Bennett*, Droz, 1964, p. 182) にしろ言葉でも窺われやう。
- (19) *Journal 1889-1939*, p. 942. なおブルタン・シモン・イダ後、N・R・F版シミズ全集（十五巻、一九三二―三九年）の編者。
- (20) Painter, *op. cit.*, p. 173.
- (21) Paul Archambault, *Humanité d'André Gide*, Bloud et Gay, 1946, p. 222.
- (22) *Ibid.*, p. 220.
- (23) Albert J. Guerard, *André Gide*, Harvard University Press, 1951, p. 23.
- (24) N. David Keypour, *André Gide et réversibilité dans «Les Faux-Monnayeurs»*, Les Presses de l'Université de Montréal, 1980, pp. 35-37 et 109-135. や参照。
- (25) *La Séquestre de Poitiers*, p. 200.
- (26) 『贗金ひたし』にしろ、この小説にはまだ続編がある。

いう印象を与える有名な結句の他に、次の様な記述にも読者への判断の委任が表明されている——「らよいよ小説が出来上りたら、私は横線を一本引くだけにせよめ、清算の役割は読者に一任する。果たしてそれは黒字になるか赤字になるか、らすれどもかまわない。ただ私は、それは私のなすべきことではなうと思ふ。懶惰な読者にはお気の毒だが、私の求めるのは別の読者だ。不安を与えること、これが私の役割なのだよ。」(*Journal des Faux-Monnayeurs*, p. 85.)

(27) *La Séquestree de Poitiers*, p. 212.

(28) *Ibid.*, p. 213.

(29) Michel Raimond, «Modernité de *Paludes*», in *Australian Journal of French Studies*, VII, 1970, pp. 189-194 及び Catharine Savage Brosman, «Le monde fermé de *Paludes*», in *André Gide* 6, Minard, 1979, pp. 143-157 を参照。

(30) ベイインターは、メラニーが幼少時「シェルトルーム」と呼ばれていたことにも何らかの関連を見せようとする(*op. cit.*, p. 174)。因みに、この「シェルトルーム」という名は初め「アルスリーヌ」であり、また「狭き門」の「アリサ」は最初「シエントリューム」「シエヌヴィエヴ」であったことを、二作の曲筆原稿が示しているらしい。これに關しては André Gide, *La Symphonie pastorale*, édition établie et présentée par Claude Martin, Minard, 1970, pp. XCIII-XCV を参照。

(31) ただし、らすれも簡略な評言に過ぎながら、この作品の主調がジッド自身の「モラルの面での監禁」を連想させるものだと

らる指摘は古くからなされている。例として René Schowb, *Le vrai drame d'André Gide*, Grasset, 1932, p. 107 を参照。

(32) 註釋「Une anagramme onomastique et sa position dans *Les Faux-Monnayeurs*», in *Études de Langue et Littérature Françaises*, no. 40, 1982, pp. 103-108 を参照。

(33) Germaine Brée, «Lectures de Gide 1973», in *André Gide*, 4, Minard, 1974, p. 19.

(34) ただし、自身も現実の事件に題材を得たモーリヤックが、少なくとも一九二六年には『ポワチエ不法監禁事件』の準備を行なっていたジッドとの交流を通じて、間接的な影響を受けたという推測は許されよう。なお、ジッタは『ルデマロー事件』の中でモーリヤックに言及している——「彼(ルデマロー)の弁護人は、彼に対し最後まで、モーリヤックがその〈犯罪的〉主人公達に対して抱いたとはほぼ同様の共感を禁じ得なかった。」(p. 136)

(35) Arthur King Peters, *Jean Cocteau and André Gide*, Rutgers University Press, 1973, p. 161 を参照。

(36) Jean Renoir, *Œuvres de cinéma inédites (Synopsis, traitements, continuités dialoguées, découpages)*, Gallimard, 1981, pp. 21-36 を参照。

* *